

令和 6 年 7 月 30 日

カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査委員会設置要領（案）

1 趣旨

「カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査委員会本委員会（以下「委員会」という。）」は、カキのノロウイルスの低減対策を効果的に進めるために、生産現場で実施可能な衛生管理方策の在り方等を検討する目的で設置するものである。

2 主な検討事項

- （１） カキ中のノロウイルスに係る平常時の水準調査の実施に関する事項
- （２） ノロウイルスのリスク管理に関する事項

3 構成・運営

- （１） 委員会は、学術的に造詣のある有識者により構成する。また、検討に必要がある場合には、オブザーバーとして、カキを生産する道府県の担当者等を参加させることができる。
- （２） 委員会は、公正かつ中立な議論を確保し、関係機関が業務上知り得た個人情報や企業秘密を保護するため、原則非公開とする。事務局は、委員会開催前に農林水産省のウェブページにおいて、開催日時や資料等を公開できるものとし、開催終了後に、出席者名等（委員にあっては所属名・氏名、オブザーバーにあっては所属名を記載）、議事概要及び資料を公開するものとする。
- （３） 委員会の事務局は、消費・安全局食品安全政策課に置く。